**社会福祉法人○○会**

**表彰制度　実施要綱（例）**

この要綱は、社会福祉法人◯◯会の職員（以下、単に「職員」という）に対する永年勤続表彰および、特別表彰について必要な事項を定める。

（永年勤続表彰）

第１条 永年にわたり職務に精励し、事業に貢献した職員が、他の職員の模範とすることができると認められる時は、これを表彰する。ただし、経営会議で、表彰の意を表するに不適当と認められる者は、対象から除外する。

（永年勤続表彰の対象職員）

第２条　永年勤続表彰を受ける者は、4月1日を基準日として、職員として引き続き5年、10年、20年以上勤務している職員とする。

（特別表彰）

第３条　社会福祉法人○○会が行う事業の発展、増進に寄与、貢献された職員およびチームワークや地域社会に大きく貢献した職員を讃えて、これを表彰する。

（決定と実施）

第４条　表彰の対象者を、毎年◯月の経営会議にて決定し、表彰は表彰状を授与して行う。表彰方法は、○○の全体行事と並行して実施し、理事長名による表彰状と記念品を贈呈する。

（特別休暇）

第５条　永年勤続表彰の対象者には、就業規則第◯条にて規定される特別休暇が付与される。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、表彰制度に関して必要な事項は、法人本部が別に定めるものとする。

付則

　　　この要綱は、○○年４月１日より施行する。